

京都市訓令甲第27号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市統計事務規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第6条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) 総合企画局市民協働・国際化推進担当局長（以下「市民協働・国際化推進担当局長」という。）

第6条第5号、第7条第2項、第11条、第12条、第13条及び第19条中「総合企画局長」を「市民協働・国際化推進担当局長」に改める。

別表総合企画局政策企画室の項中「総合企画局政策企画室」を「総合企画局総合政策室」に改め、同表産業観光局商工部産業総務課の項中「産業観光局商工部産業総務課」を「産業観光局産業戦略部産業総務課」に改める。

別記様式中「(あて先) 総合企画局長」を「(宛先) 総合企画局市民協働・国際化推進担当局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(総合企画局政策企画室)